

参考資料 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の全章概要 （凍結20項目該当章抜粋）

第5章. 税関当局及び貿易円滑化章

1. 税関当局及び貿易円滑化章の概要

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

2. 主要条文の概要

○税関協力（第5. 2条）

各締約国は、関税上の特惠待遇の要求等本協定の規定の実施及び運用、輸入又は輸出の制限又は禁止、関税に係る法令の違反の調査及び防止等に関する法令の遵守のために協力すること、また、要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、物品の通関のための手続の簡素化、税関職員の技術の開発等のための技術的な助言及び支援を行うよう努めること等を規定。

○事前教示（第5. 3条）

各締約国は、他の締約国の物品の自国の領域への輸入に先立ち、輸入者、輸出者又は生産者の書面による要請がある場合には、関税分類、関税評価の基準の適用、当該物品が原産品であるかどうか等について、書面による事前の教示を行うこと、全ての情報が提出された場合には、当該教示を可能な限り迅速に、いかなる場合にも要請を受領した後150日以内に行うこと等を規定。

○助言又は情報の要請に対する回答（第5. 4条）

締約国は、自国の領域内の輸入者又は他の締約国の領域内の輸出者若しくは生産者からの要請に基づき、関税割当て等の割当てを得るための要件、関税の減免の適用、原産国の表示等に関する助言又は情報を迅速に提供する旨を規定。

○審査及び上訴（第5. 5条）

各締約国は、税関に係る事項について決定を受けた者が、当該決定に係る行政上及び司法上の審査を利用することができることを確保すること等を規定。

○自動化（第5. 6条）

各締約国は、物品の引取りのための手続に関する国際的な基準を使用するよう努めること、世界税関機構(WCO)の基準、勧告等を考慮すること、輸入者及

び輸出者が単一の入口において輸入及び輸出に関する標準的な手続を電子的に完了することを認める便宜を提供するよう努めること等を規定。

○急送貨物（第5. 7条）

各締約国は、急送貨物のための迅速な税関手続を採用し、又は維持すること（通常の状態において、急送貨物が到着していることを条件として、税関書類の提出の後6時間以内に当該急送貨物の引取りの許可を行うこと等）等を規定。

○罰則（第5. 8条）

各締約国は、税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰を科することを認める措置を採用し、又は維持すること等を規定。

○危険度に応じた管理手法（第5. 9条）

各締約国は、自国の税関当局が危険度の高い物品の検査活動に集中できるようにし、危険度の低い物品の通関及び移動を簡素化する、評価及び特定のための危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持すること等を規定。

○物品の引取り（第5. 10条）

各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること、また、自国の関税法の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に引取りを許可すること等の手続を採用し、又は維持すること等を規定。

○公表（第5. 11条）

各締約国は、自国の関税法令、一般的な行政上の手続等を可能な限り英語により、公に利用可能なものとする、利害関係者からの照会に応ずる照会所を指定し、又は維持すること等を規定。

○秘密の取扱い（第5. 12条）

締約国が、本章の規定に従って他の締約国に情報を提供し、及び当該情報を秘密のものと指定する場合には、当該他の締約国は情報を秘密のものとして取り扱うこと、情報を提供する締約国は、情報が秘密のものとして保持されること、当該他の締約国の要請において明示される目的のためにのみ使用されること等につき、当該他の締約国に対して書面による保証を与えることを要請することができること等を規定。

第9章. 投資章

1. 投資章の概要

投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等を規定。

また、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続も規定。

日本がこれまで締結してきた投資協定及び投資章を含むEPAにも、本章に類似する規定は見られるが、本章は、以下の点で意義を有する。

（1）米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、未だ投資関連協定が締結されていないため、これらの国における我が国の投資家の保護のための国際法上の枠組みは、TPP協定の投資章によって初めて提供される。

（2）既存の投資関連協定の中には、特定の事項について投資家の保護が定められていないものもある（例：日豪EPAにはISDS条項が含まれていない。）が、TPP協定の投資章はその規律範囲が包括的であるため、こうした既存の協定を補完する機能を果たす。

（3）また、新たな特定措置の履行要求を禁止する等、これまでの投資関連協定に含まれていなかった規定が含まれている。

2. 主要条文の概要

●第A節

○内国民待遇（第9. 4条）

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び本章の対象となる投資財産（以下「対象投資財産」という。）に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。なお、待遇が、同様の状況において与えられるものがあるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する旨を注釈に規定。

○最恵国待遇（第9. 5条）

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及

びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。なお、待遇が、同様の状況において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものかどうかを含む。）によって判断する旨を注釈に規定。

○待遇に関する最低基準（第9.6条）

各締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法上の原則に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える旨を規定。

○武力紛争又は内乱の際の待遇（第9.6条の2）

各締約国は、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、武力紛争等により自国の領域内の投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与える旨を規定。

○収用及び補償（第9.7条）

いずれの締約国も、公共の目的のためであること、差別的なものでないこと、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること及び正当な法の手続に従って行われるものであることという条件を満たさない限り、対象投資財産を直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施することはできないこと、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を規定。

○移転（第9.8条）

各締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域から、対象投資財産に関連する全ての資金の移転であるものが自由に、かつ、遅滞することなく行われることを許可すること等を規定。

○特定措置の履行要求（第9.9条）

いずれの締約国も、自国の領域における締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、現地調達、技術移転、特定技術の使用、ライセンス契約における特定の使用料等の採用等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等について規定。なお、本条の規定の一部については、締約国が生命又は健康の保護等のために必要な措置等を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない旨を規定されている。

○経営幹部及び取締役会（第9. 10条）

いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することはできないこと等を規定。

○適合しない措置（第9. 11条）

第9. 4条（内国民待遇）、第9. 5条（最恵国待遇）、第9. 9条（特定措置の履行要求）及び第9. 10条（経営幹部及び取締役会）の規定は、各締約国が附属書 I 及び附属書 II の締約国の表に記載する措置等一定の措置については、適用しないこと、附属書 I の締約国の表に記載する措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と第9. 4条、第9. 5条、第9. 9条及び第9. 10条との適合性の水準を低下させない場合に限ること等を規定。国別の概要は別添参照。

○代位（第9. 12条）

締約国又はその指定する機関等が自国の投資家に対し対象投資財産に関して損害の填補等に基づいて支払を行う場合に当該対象投資財産への投資がその領域内で行われた他の締約国が行う代位等の承認について規定。

○特別な手続及び情報の要求（第9. 13条）

第 II.4 条（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が対象投資財産に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等を規定。

○利益の否認（第9. 14条）

締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国の者又は当該締約国の者により所有され、又は支配されており、かつ、当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていない場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、本章の規定による利益を否認することができること等を規定。

○投資及び環境、健康その他の規制上の目的（第9. 15条）

本章のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために相当と認める措置（本章の規定に適合するものに限る。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない旨を規定。

○企業の社会的責任（第9. 16条）

締約国は、自国の領域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であって、自国が承認したもの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する旨を規定。

●第B節 投資家と国との間の紛争解決（ISDS）

○協議及び交渉（第9. 17条）

投資紛争が生ずる場合には、申立人及び被申立人は、まず、協議及び交渉を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきであること等を規定。

○請求の仲裁への付託（第9. 18条）

被申立人が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、申立人は、被申立人が第A節の規定に基づく義務に違反したこと、投資の許可に違反したこと又は投資に関する合意に違反したこと及びその違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を申立人が被ったことから成る請求を仲裁に付託することができること等を規定。

○各締約国の仲裁への同意（第9. 19条）

各締約国は、本節の規定による仲裁への請求の付託に同意する旨を規定。

○各締約国の同意に関する条件及び制限（第9. 20条）

本節の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、違反が発生したことを知った日等から三年六箇月が経過した場合には、行うことができないこと等の各締約国の仲裁への同意に関する条件及び制限について規定。

○仲裁人の選定（第9. 21条）

仲裁人の選定手続について定める規定。

○仲裁の実施（第9. 22条）

仲裁廷は、請求が法律上の問題として第9. 28条の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定すること、被申立人が要請する場合には、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議等について、迅速に決定すること等を規定。

○仲裁手続の透明性（第9. 23条）

仲裁廷に提出される文書、裁定等を公に入手可能なものにする事、審理を公開すること等を規定。

○準拠法（第9. 24条）

仲裁の準拠法について規定。

○附属書の解釈（第9. 25条）

仲裁廷は、被申立人が違反があったとされる措置について附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに記載する適合しない措置の適用範囲内である旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があったときは、環太平洋パートナーシップ委員会にその事案についての解釈を要請すること等を規定。

○専門家による報告（第9. 26条）

仲裁手続における専門家による報告について規定。

○請求の併合（第9. 27条）

別個に仲裁に付託された複数の請求が併合される場合について規定。

○裁定（第9. 28条）

仲裁廷が下す裁定について規定。

○文書の送達（第9. 29条）

仲裁に関する文書の送達先について規定。

○収用に関する附属書

収用に関する第9. 7条の規定に関し、直接的な収用及び間接的な収用（締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。）について取り扱うものである旨、締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、当該行為の経済的な影響等を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする旨、並びに、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために立案され、及び適用される締約国による無差別的な規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない旨を規定。

○投資に関する合意に関する附属書（附属書9-L）

投資家が投資に関する合意の違反に係る請求を仲裁に付託することができない場合について規定。

第10章. 国境を越えるサービスの貿易章

1. 国境を越えるサービスの貿易章の概要

国境を越える取引、海外における消費の形態によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定。

また、本章は、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブリスト方式）を採用している。これは、WTO・サービスの貿易に関する一般協定が採用している上記の義務について約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブリスト方式）と比較して規制の現状が一目でわかるため、外国の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。一般的に自由化度も高い。

本章の附属書として、自由職業サービス附属書及び急送便サービス附属書を規定。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第10.2条）

- ・本章の適用範囲を規定。
- ・なお、本章の規定は、次のもの等については、適用しない。
 - 金融サービス
 - 政府調達
 - 政府の権限の行使として提供されるサービス
 - 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
 - 航空サービス（国内及び国際航空運送サービスを含み、定期のものであるか不定期のものであるかを問わない。）及び航空サービスを支援するための関連のサービス。ただし、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス、航空運送サービスの販売及びマーケティング、コンピュータ予約システムのサービス、専門的な航空サービス、空港運営サービス及地上取扱サービスを除く。

○内国民待遇（第10.3条）

締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を

与える旨を規定。

○最恵国待遇（第10.4条）

締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。

○市場アクセス（第10.5条）

いずれの締約国も、サービス提供者に対する数量等の制限を課する措置及び、サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置を採用し、又は維持してはならない旨を規定。

○現地における拠点（第10.6条）

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない旨を規定。

○適合しない措置（第10.7条）

- ・第10.3条、第10.4条、第10.5条及び第10.6条の規定は、締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Iの表に記載するもの（中央政府、地域政府又は地方政府の措置。）等には適用しないこと、附属書IIの表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置には適用しないこと等を規定。国別の概要は別添参照。
- ・上記の附属書Iの表に記載する措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と第10.3条から第10.6条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る旨を規定（ラチェット条項）。

○国内規制（第10.8条）

各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保すること等を規定。

○承認（第10.9条）

締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国

の基準の全部又は一部を適用するに当たり、特定の締約国又は非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができること、そのような承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、関係国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に行うことができること等を規定。

○利益の否認（第10.10条）

締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配される企業であって、当該締約国以外のいかなる締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができること等を規定。

○透明性（第10.11条）

締約国は、本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。

○自由職業サービス附属書の概要

- ・締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議することを規定。
- ・また、締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑化することを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励すること等を規定。

○急送便サービス附属書の概要

- ・いずれの締約国も、郵便独占が適用されるサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない旨規定。
- ・また、他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として郵便に関する基礎的なユニバーサル・サービスの提供を要求してはならないこと、他の配達サービスを提供するための資金を調達することを目的として急送便サービスの提供者に対してのみ手数料その他の課徴金を課してはな

らないこと等を規定。

第 11 章. 金融サービス章

1. 金融サービス章の概要

本章は、締約国が採用し又は維持する措置であって他の締約国の金融機関、当該締約国の領域内の金融機関に投資する他の締約国の投資家及びその投資財産並びに越境での金融サービスの提供に関するものについて、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を定めている。

また、国境を越える貿易、特定の約束、適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度、金融サービスを所管する当局、一部の締約国に関する経過措置及び各締約国の適合しない措置についてそれぞれ個別の附属書において定めている。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第 11.2 条）

本章の規定は、公的年金計画又は社会保障制度に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス等については、金融機関等との競争を行うことを認める場合を除き、適用しないこと等を規定。

○内国民待遇（第 11.3 条）

各締約国は、他の締約国の金融機関及び投資家等に対し、同様の状況において自国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を規定。

○最恵国待遇（第 11.4 条）

各締約国は、他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を規定。

○金融機関の市場アクセス（第 11.5 条）

締約国は、他の締約国の金融機関又は金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、金融機関の数の制限、金融サービスの取引総額又は資産総

額の制限等を採用し、又は維持してはならないことを規定。

○国境を越える貿易（第11.6条）

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、附属書に記載する金融サービスを提供することを許可すること等を規定。

○新たな金融サービス（第11.7条）

各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において自国の金融機関が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可すること等を規定。

○経営幹部及び取締役会（第11.9条）

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する個人を経営幹部その他の重要な職責を有する者として任用すること等を要求してはならないことを規定。

○適合しない措置（第11.10条）

第11.3条から第11.6条まで及び第11.9条の規定は、附属書に記載する措置等一定の措置については適用しないこと、ただし、措置の改正が行われる場合には、当該改正の直前における水準を低下させないこと（内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会）、本協定の効力が生じた日の水準を低下させないこと（国境を越える貿易）等を規定。国別の概要は別添参照。

○例外（第11.11条）

本章等の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられないこと等を規定。

○透明性及び特定の措置の実施（第11.13条）

各締約国は、本章が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、速やかに公表等することを確保すること、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設置すること、締約国の規制当局は、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件を公に入手可能なものとする事、申請者の要請に応じ、その申請の処理状況を当該申請者に通知すること、及

び他の締約国の金融機関等が金融サービスの提供に関して不備のない申請を行う場合には、120日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を通知すること等を規定。

○自主規制団体、支払及び清算の制度（第11.14条、15条）

締約国は、他の締約国の金融機関等による金融サービスの提供者に対し、自主規制団体に参加すること等を要求する場合には、当該自主規制団体が内国民待遇及び最恵国待遇に定める義務を遵守することを確保することを規定。また、各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認めることを規定。

○保険サービスの迅速な利用可能性（第11.16条）

締約国は、免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するために規制に関する手続を維持し、及び策定することの重要性を認めること等を規定。

○管理部門の機能の遂行（第11.17条）

締約国は、自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本店等又は無関係なサービス提供者（自国の領域内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。）が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重要であることを認めること等を規定。

○紛争解決、金融サービスにおける投資紛争（第11.21条、22条）

金融サービスに係るパネルの構成員は、金融サービスに関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有すること、締約国の投資家が、第9章第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託し、被申立人が本章第11条（例外）の規定を抗弁として援用する場合には、被申立人の当局及び申立人の締約国の当局は、共同での決定を行うよう誠実に努めること等、金融サービス特有の紛争解決手続につき規定。

○ポートフォリオの運用（附属書）

締約国は、他の締約国の領域内で設立された金融機関が当該締約国の領域内に所在する集団投資スキームに対して投資助言及びポートフォリオの運用サービスを提供することを許可すること等を規定。

○情報の移転（附属書）

各締約国は、自国の領域内外への電子的その他の形態による情報の移転を、他の締約国の金融機関の通常の業務の遂行においてデータの処理が必要とされる場合には、当該他の締約国の金融機関に許可すること等を規定。

○郵便保険事業者による保険の提供（附属書）

いずれの締約国も、郵便保険事業者の一般公衆への直接の保険サービスの引受け及び提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業者が有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならないこと、郵便保険事業者による保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用すること、郵便保険事業者に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表（同種のサービスを提供する株式が公開された民間企業について締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査原則等を満たすものとする。）を公表することを要求すること、及び締約国は、パネルが附属書に規定するいずれかの約束と適合しない措置を当該締約国が維持していると認める場合には、申立国に通報し、協議を行う機会を与えること等を規定。

○電子支払カードサービス（附属書）

締約国は、他の締約国の者による当該他の締約国の領域から当該締約国の領域内への支払カード取引のための電子支払サービスを提供することを許可すること等を規定。

○透明性の考慮（附属書）

締約国は、本章が適用される一般に適用される新たな規制を策定するに当たり、その規制案が金融機関の運営にどのように影響を及ぼし得るかに関する他の締約国及び利害関係者の意見を考慮することができることを規定。

第13章. 電気通信章

1. 電気通信章の概要

公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置等のサービス貿易一般協定（GATS）電気通信附属書と同種の規律の他、競争条件の確保のためのセーフガード、主要なサービス提供者との相互接続等のGATS第四議定書と同種の規律、国際移動端末ローミング及び再販売等の電気通信分野に係る貿易促進のための規律等を規定。

2. 主要条文の概要

○公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用（第13.4条）

各締約国は、他の締約国の企業が、合理的であり、かつ、差別的でない条件で、自国の領域内で又は自国の国境を越えて提供される公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用ができることを確保すること等を規定。

○公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務（第13.5条）

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し相互接続を要求する権限を与えること、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、質及び信頼性を損なうことなく、一定の条件の下で番号ポータビリティを提供することを確保すること、及び自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、差別的でない原則で電話番号の使用が認められることを確保すること等を規定。

○国際移動端末ローミング（第13.6条）

締約国は、国際移動端末ローミング・サービスに関して、透明性のある、かつ、合理的な料金となるよう促進することについて協力するよう努めること等を規定。

○公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇（第13.7条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、一定の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保することを規定。

○競争条件の確保のためのセーフガード（第13.8条）

各締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者（単独又は共同で自国の領域内の主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持することを規定。

○再販売（第13.9条）

いずれの締約国も、公衆電気通信サービスの再販売を禁止してはならないこと、各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、再販売サービスの提供について、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化（第13.10条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、細分化された形で、かつ、一定の条件の下で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関その他の適切な機関に与えること等を規定。

○主要なサービス提供者との相互接続（第13.11条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者の設備及び機器との相互接続を一定の条件の下で提供することを確保すること、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、接続約款等により相互接続する機会を提供することを確保すること、及び自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続の交渉に適用される手続を公に利用可能なものとすること等を規定。

○主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定（第13.12条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国のサービス提供者に対し、合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金等に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者によるコロケーション（第13.13条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締

約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき相互接続等に必要な機器の物理的コロケーションを提供することを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス（第13.14条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権等へのアクセスを合理的であり、差別的でなく、透明性があり、及び技術的に実行可能な条件及び料金に基づき提供することを確保すること等を規定。

○国際的な海底ケーブルシステム（第13.15条）

各締約国は、自国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信のサービス提供者に対して、当該陸揚局へのアクセスを提供することを確保することを規定。

○独立の規制機関及び政府による所有（第13.16条）

各締約国は、自国の電気通信規制機関が、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者に対しても利害を有しないことを確保すること、いずれの締約国も自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該サービス提供者が当該締約国の政府に所有されていることを根拠として、他の締約国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも有利な待遇を与えてはならないこと等を規定。

○ユニバーサル・サービス（第13.17条）

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること、ユニバーサル・サービスに関する義務が一定の態様となるよう確保すること等を規定。

○免許の手續（第13.18条）

各締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者に免許を要求する場合には、当該免許に係る基準及び手續等が公の利用可能性を確保すること、並びに申請者の要請に応じ、申請者が免許の取消し等の理由の教示を受けることを確保することを規定。

○希少な資源の分配及び利用（第13.19条）

各締約国は、周波数等の電気通信の希少な資源の分配及び利用のための手続を、差別的でない等の態様で運用すること等を規定。

○執行（第13.20条）

各締約国は、本章の一部の規定に基づく義務に関する締約国の措置を執行する権限を自国の権限のある当局に与えることを規定。

○電気通信に関する紛争の解決（第13.21条）

各締約国は、企業が電気通信規制機関その他の関連する機関に対し、本章の一部の規定に基づく事項に係る当該締約国の措置に関する紛争を解決するため、申立ての手段を有すること、当該電気通信規制機関の決定について当該規制機関その他の関連する機関に対して再検討を申し立てることができることを確保すること等を規定。

○透明性（第13.22条）

各締約国は、自国の電気通信規制機関が規制のための案に対する意見を募集する場合において、当該規制機関が当該案を利害関係者に入手可能なものとする等を確認すること、公衆電気通信サービスに関する自国の措置を公に入手可能なものとする等を確認することを規定。

○技術の選択における柔軟性（第13.23条）

いずれの締約国も、公衆電気通信サービスのサービス提供者が自らのサービスの提供を行うために利用することを希望する技術を選択することを妨げてはならないこと等を規定。

第15章. 政府調達章

1. 政府調達章の概要

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。具体的には、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲の拡大に関する交渉等について規定。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第15. 2条）

本章の規定は、対象調達に係る措置について適用すること、「対象調達」とは、物品、サービス又はこれらの組合せが附属書の締約国の表に掲げられていること等の要件を満たす政府調達をいうこと等を規定。また、各締約国は、附属書の自国の表において、本章の規定の適用を受ける中央政府及び地方政府等の機関、物品、サービス等の情報を特定すること等を規定。

○一般原則（第15. 4条）

各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、内国民待遇及び無差別待遇を与えること、調達機関は、一定の場合を除くほか、対象調達について公開入札の手続を用いること、各締約国は、物品に関する対象調達について、通常の貿易において当該物品に適用する原産地に関する規則を適用すること、締約国は、対象調達について、調達のいかなる段階においても調達の効果を減殺する措置を課してはならないこと等を規定。

○調達計画の公示（第15. 7条）

調達機関は、対象調達ごとに、附属書に掲げる適当な紙面又は電子的手段により調達計画の公示を行うこと、締約国は、調達計画の公示に英語を用いるよう努めること等を規定。

○参加のための条件（第15. 8条）

調達機関は、対象調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該対象調達の要件を満たすための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保するものに限定しなければならないこと等を規定。

○供給者の資格の審査（第15.9条）

締約国は、供給者登録制度を維持することができること、締約国の措置により選択入札を用いることが認められている場合及び調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、供給者に対し対象調達の参加申請書の提出を招請すること、締約国は常設名簿を作成し、又は保持することができること等を規定。

○限定入札（第15.10条）

調達機関は、入札書が提出されなかった場合、物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合等に限り、限定入札を用いることができること等を規定。

○技術仕様（第15.12条）

調達機関は、締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならないこと等を規定。

○期間（第15.14条）

調達機関は、入札書の提出の期限を、公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日から40日目の日以後の日に定めること等を規定。

○入札書の取扱い及び落札（第15.15条）

調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱うこと等を規定。

○情報の開示（第15.17条）

締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの章の規定に従って行われたかどうかを示すために十分な情報を秘密の情報を開示することなく速やかに提供すること等を規定。

○調達の実務における健全性の確保（第15.18条）

各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為に対処するために刑事上又は行政上の措置がとられていることを確保すること等を規定。

○国内の審査（第15.19条）

各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する、当該供給者からの一定の事項についての苦情申立てを、無差別な、時宜を得た、透明性のある及び効果的な態様で審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を維持し、設置し、又は指定すること等を規定。

○追加的な交渉（第15.24条）

締約国は、本協定の効力発生から3年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉（地方政府に関する適用範囲を含む）を開始すること、当該交渉の開始前又は開始した後においても、地方政府の調達を対象とすることについて合意することができること等を規定。

○附属書

TPP交渉に参加した12箇国がこの章の適用を受ける政府調達の適用の範囲（対象機関、対象物品、対象サービス、各調達の適用基準額、適用除外となる調達）につき、国別に所定の様式に基づき記載。概要は別添参照。

第18章. 知的財産章

1. 知的財産章の概要

知的財産の保護（知的財産の種類毎の保護水準及び権利行使手続等）について規定。

本章は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産を対象とし、これらの知的財産の保護につき、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）には含まれていないより高度又は詳細な規律を含めている。また、これらの知的財産権の行使に関し、民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等について規定。

2. 主要条文の概要

●第A節（総則）

○定義（第18. 1条）

本章の規定の適用上、知的財産とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）第2部第1節から第7節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう旨を規定。

○目的・原則（第18. 2条及び第18. 3条）

知的財産権の保護及び行使は、創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである旨を規定。また、締約国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置が本章の規定に適合する限りにおいてとることができる旨規定するとともに、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの章の規定に適合する限りにおいてとることができる旨を規定。

○義務の性質及び範囲（第18. 5条）

締約国は、本章の規定に反しないことを条件として、本章の規定により要求される知的財産権の保護及び行使よりも広範な保護及び行使を国内法令において

規定することができる旨、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内で本章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる旨等を規定。

○公衆の健康についての特定の措置に関する了解（第18.6条）

締約国は、TRIPS協定及び公衆の健康に関する宣言（いわゆる「ドーハ宣言」）に係る約束を確認する旨、特に、本章に規定する義務は、締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものではないこと及び本章の規定は、同宣言の6の規定の実施に関する貿易関連知的財産権と健康との関係に係る解決策（いわゆる「ドーハ宣言パラ6システム」）の効果的な利用を妨げるものではないことを了解する旨等を規定。

○国際協定（第18.7条）

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定。

- (a) 標章の国際登録に関するマドリッド議定書又は商標法に関するシンガポール条約
- (b) 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- (c) 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）
- (d) 著作権に関する世界知的財産権機関条約
- (e) 実演及びレコードに関する世界知的財産権機関条約

○内国民待遇（第18.8条）

各締約国は、本章に規定する全ての種類の知的財産権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える旨等を規定。ただし、本協定の著作権条項の規定が適用されない著作権及び関連する権利については、内国民待遇の例外とすることができる。

○既存の対象事項及び過去の行為についての本協定の適用（第18.10条）

本章の規定は、本協定の効力発生の日における既存の保護の対象であって、同日に保護されており、又は本章の規定に基づく保護の基準を満たすものについて義務を生じさせる旨、自国の領域において本協定の効力発生の日にパブリック・ドメインにあるものについては保護を回復することを要求されない旨、協定の効力発生の日の前に行われた行為について義務を生じさせるものではない旨を規定。

○知的財産権の消尽（第18.11条）

本協定のいかなる規定も、締約国が知的財産権の消尽を国内の法制において

認めるかどうか又はいかなる条件の下で認めるかについて決定することを妨げるものではない旨を規定。

●第B節（協力）

○協力活動及び協力に係る自発的活動（第18.13条）

締約国は、本章の規定の対象となる事項について協力するよう努める旨等を規定。

○特許に関する協力及び作業の共有（第18.14条）

締約国は、それぞれの特許庁の間において調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努める旨等を規定。

○伝統的な知識の分野における協力（第18.16条）

締約国は、知的財産の制度と遺伝資源に関連する伝統的な知識との関連性を認める旨、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する問題及び遺伝資源に関する問題についての理解を高めるために関連機関を通じて協力するよう努める旨等を規定。

●第C節（商標）

○商標として登録することができる標識の種類（第18.18条）

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができない旨等を規定。

○広く認識されている商標（第18.22条）

各締約国は、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の商品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める旨等を規定。

○電子的な商標のシステム（第18.24条）

各締約国は、商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム並びに商標の出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムを提供する旨を規定。

○商品及びサービスの分類（第18.25条）

各締約国は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する旨等を規定。

○ドメイン名の不法な占有（第18.28条）

各締約国は、自国の国別コードにおける最上位のドメイン（ccTLD）のドメイン名の管理のための制度に関し、ドメイン名に関する統一紛争処理方針に定める原則に基づく適当な紛争解決手続を利用可能なものとする旨、ドメイン名の登録者の連絡先に関する信頼性のある、かつ、正確なデータベースをオンラインでの利用に供する旨、並びに少なくとも商標と同一又は混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を登録し、又は保有する者が、利益を得る不誠実な意図を有する場合には、適当な救済手段を利用可能なものとする旨を規定。

●第D節（国名）

各締約国は、利害関係者に対し商品の原産地について消費者を誤認させるような方法で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を確保する旨を規定。

●第E節（地理的表示）

○地理的表示の認定（第18.30条）

締約国は、地理的表示が、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができることを認める旨を規定。

○地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続（第18.31条）

締約国は、地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続を定める場合には、過度の負担となる手続を課することなく申請又は請求を処理する旨、申請又は請求の対象である地理的表示に対する異議申立ての手続を定める旨、地理的表示に与えられた保護又は認定の取消しについて定める旨等を規定。

○異議申立て及び取消しの根拠（第18.32条）

締約国は、地理的表示が、既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象である商標若しくは既存の商標若しくは地理的表示であってその権利が当該締約国の法令に従って取得されたものと混同を生じさせるおそれがあること、関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であること等を根拠として、利害関係者が当該地理的表示の保護又は認定に対して異議を申し立て、及び当該地理的表示の保護又は認定の取消しを求めることを認める手続を定める旨等を規定。

○複数の要素から構成される用語（第18.34条）

締約国において地理的表示として保護される複数の要素から構成される個々の用語は、その関連する商品の一般名称である場合には、当該締約国において保護を受けない旨を規定。

○国際協定（第18.36条）

締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、事後の取消手続に代えて、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供する等の措置を行うことができる旨等を規定。

●第F節（特許及び開示されていない試験データその他のデータ）

○特許を受けることができる対象事項（第18.37条）

各締約国は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようにすること、並びに公の秩序又は善良の風俗を守るために商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明等、一定の発明を特許の対象から除外することができること及び、微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるが、植物に由来する発明については特許が与えられること、を確認する旨等を規定。

○猶予期間（第18.38条）

各締約国は、発明の新規性又は進歩性の判断に際し、当該締約国の領域において出願の日の前12か月以内に特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により公衆に開示された情報については考慮に入れない旨を規定。

○特許出願の公開（第18.44条）

各締約国は、公開されていない係属中の特許出願を出願日又は優先権が主張される場合には優先日から18か月を経過した後速やかに公表するよう努める旨等を規定。

○特許期間の調整（第18.46条）

各締約国は、締約国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する旨等を規定。

○農業用の化学品のための開示されていない試験データその他のデータの保護（第18.47条）

締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも10年間、第三者がそのような情報又は当該販売承認に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨等を規定。

○不合理な短縮についての特許期間の調整（第18.48条）

各締約国は、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するための最善の努力を払う旨、特許の対象となっている医薬品については、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため、特許期間の調整を利用可能なものとする旨、この条の規定を引き続き実施することを条件として、条件及び制限を規定することができる旨、及び、有効な特許期間の不合理な短縮を回避する目的で、販売承認の申請のための審査を迅速に行うための手続を採用し、又は維持することができる旨を規定。

○規制上の審査に関する例外（第18.49条）

各締約国は、医薬品についての規制上の審査に関する例外を採用し、又は維持する旨を規定。

○開示されていない試験データその他のデータの保護（第18.50条）

締約国は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の医薬品の、販売承認の日から少なくとも5年間、そのような情報等に基づき、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の先行の販売承認の証拠の提出を求める場合には、当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも5年間、先行の販売承認に関連する証拠に基づき、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨、新規の適応症、新規の製剤又は新規の投与の方法を対象とする以前に承認された医薬品の販売承認の裏付けとして要求し、提出された新規の臨床上の情報に関し、少なくとも3年間（又は、承認されていない化学物質を含む新規の医薬品について少なくとも5年間）、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨規定するとともに、これらの規定にかかわらず、「ドーハ宣言」等に従い、公衆の健康を保護するための措置をとることができる旨を規定。

○医薬品の販売に関する措置（第18.51条）

締約国は、医薬品の販売を承認する条件として、安全性及び有効性に関する情報を最初に提出した者以外の者が、以前に承認された製品の安全性及び有効性に関する証拠又は情報に依拠することを認める場合には、次のものを定める旨を規定。

- (a) 当該最初に提出した者以外の者が、医薬品の販売を求めていることを特許権者に通知し、又は特許権者が通知を受けることを認める制度
- (b) 侵害されていると申し立てられた製品の販売前に、(c)に規定する利用可能な救済手段を求めるための十分な期間及び機会
- (c) 承認された医薬品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の有効性又は侵害に関する紛争を適時に解決するための手続（司法上又は行政上の手続等）及び迅速な救済措置（予備的差止命令又は同等の効果的な暫定措置等）

締約国は、上記に代わるものとして、特許権者の承諾又は黙認を得ない限り、特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認に関する当局に提出された特許に関連する情報に基づき又は販売承認に関する当局と特許官庁との間の直接の調整に基づき、医薬品が請求の範囲に記載されている特許の対象である医薬品の販売を求める第三者に販売承認を与えることを妨げる司法上の手続以外の制度を採用し、又は維持する旨を規定。

○生物製剤（第18.52条）

締約国は、生物製剤である（又は含む）新規の医薬品の最初の販売承認に関し、最初の販売承認の日から少なくとも8年間、第18.50条の規定を準用して実施することによる効果的な市場の保護について定めること、又はその代わりとして、最初の販売承認の日から少なくとも5年間、第18.50条の規定を準用して実施すること、他の措置をとること、及び市場の環境が効果的な市場の保護にも寄与することを認めることにより、市場における同等の効果をもたらす効果的な市場の保護について定める旨を規定。ただし、本条の規定を、少なくとも、人間の病気等の予防・治療・治癒に用いられる、バイオテクノロジー工程によって生産されるたんぱく質の（又は当該たんぱく質を含む）医薬品について適用する旨を規定。

○新規の医薬品の定義（第18.53条）

第18.50条の適用にあたっては、新規の医薬品とは、締約国で以前に承認された化学物質を含まない医薬品をいう旨を規定。

●第G節（意匠）

○保護（第18.55条）

各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、

- (a) 物品の一部に具体化された意匠
- (b) 物品全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠のいずれかが、意匠としての保護対象となることを確認する旨を規定。

○意匠制度の改善（第18.56条）

締約国は、自国の意匠登録制度の質及び効率性を向上させること並びに意匠権の国境を越えて行われる取得の手続を円滑にすること（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准し、又はこれに加入することについて十分な考慮を払うことを含む。）の重要性を認める旨を規定。

●第H節（著作権及び関連する権利）

○著作権及び関連する権利（第18.58条、第18.59条、第18.60条及び第18.62条）

各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に著作物の複製権、公衆への伝達に関する権利、譲渡権、放送権、録音・録画権等の権利を与える旨、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者並びに他の締約国の領域で最初に発行され、又は最初に固定された実演又はレコードに対して本章に定める権利を与える旨等、著作権及び関連する権利に関する基本的事項を規定。（なお、実演家及びレコード製作者の放送及び公衆への伝達に関する権利については、実演及びレコードに関する世界知的著作権条約第15条（1）及び（4）の規定による。）。

○著作権及び関連する権利の保護期間（第18.63条）

各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合には、次のことを定める旨を規定。

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも70年
- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から25年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコー

ドの創作の年の終わりから少なくとも70年

○著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡（第18.66条）

各締約国は、正当な目的（批評、意見、報道並びに教育、学問及び研究その他これらに類する目的等）を十分に考慮した制限又は例外等によって、著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を達成するよう努める旨を規定。

○技術的保護手段（第18.68条）

各締約国は、次のいずれかの行為を行う者が本章に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める旨を規定。

- (a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら、又は知ることができる合理的な理由を有しながら行われるもの
- (b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品について製造し、輸入し、若しくは頒布し、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為
 - (i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この(b)に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること。
 - (ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること。
 - (iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。

各締約国は、いずれかの者が、(a)及び(b)に掲げるいずれかの行為において、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める旨等を規定。

○権利管理情報（第18.69条）

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限無く行う者が責任を負い、及び本章に規定する救済措置に従うことを定める旨を規定。

- (a) 故意に権利管理情報を除去し、又は改変すること。
- (b) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら故意に権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入すること。

(c) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、故意に著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置くこと。各締約国は、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために、(a) から (c) までに定める行為に従事したと判断される者について刑事上の手続及び刑罰を適用することを定める旨等を規定。

●第 I 節（権利行使）

○一般的な権利行使（第 18. 71 条）

各締約国は、本章が対象とする知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、本節に規定する権利行使の手続を自国の法令において確保する旨等を規定。

○権利行使（民事関連）（第 18. 72 条～第 18. 75 条）

次の内容を含む民事関連の権利行使一般についての規律を規定。

- ①知的財産の権利行使に関する訴訟・行政手続の判決・決定の公開等に関する規定等（第 18. 73 条）
- ②権利侵害に起因する侵害者の利得を損害賠償額とする規定（当該利得が損害であると推定する規定で代替可能）（第 18. 74 条 5）
- ③著作権侵害・商標の不正使用事案の法定損害賠償又は追加的損害賠償（第 18. 74 条 6～第 18. 74 条 8）
- ④訴訟費用等の負担に関する事項等（第 18. 74 条 10、第 18. 74 条 11）
- ⑤知的財産権侵害事案における暫定措置に関する一般的な規律（第 18. 75 条）

○権利行使（刑事関連）（第 18. 77 条）

概要として次の内容を含む、刑事関連の権利行使についての規律を規定。

- ①商業上の利益・金銭上の利得のため行われる、又は著作権者等の市場における利益に実質的かつ有害な影響を有する重大な行為につき刑事罰を規定する（第 18. 77 条 1）
- ②登録商標の許諾を得ることなく商標を付したラベル又は包装の故意による輸入及び国内使用に対する刑罰規定（第 18. 77 条 3）
- ③映画盗撮についての刑罰規定（第 18. 77 条 4）
- ④故意による商業的規模の著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標

の不正使用を非親告罪とすること（ただし、著作権等の侵害については、その適用を著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。）（第18.77条6）

○権利行使（国境措置関連）（第18.76条）

各締約国が、自国の領域に輸入される物品であって、不正商標商品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した商品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの解放を停止し、又は留置するための申立てについて定める旨、また、各締約国が、税関手続の対象となる①輸入された物品、②輸出されようとしている物品、又は③通過物品であって不正商標商品又は著作権侵害物品である疑いのある物品に関し、自国の権限のある当局が、職権により国境措置を開始することができることを定める旨等を規定。

○営業秘密（第18.78条）

合法的に自己の管理する営業秘密が、その承諾なしに、公正な商慣習に反する方法により、他人（公的な企業を含む。）に対して公表されたり、他人によって取得又は使用されたりすることを防止するために、自然人及び法人が法的手段を有することを確保する旨規定。また、法令違反に関する証拠を提出するための合法的な開示を保護する締約国の措置に影響を及ぼすものではない旨を規定。

○衛星・ケーブル放送用の番組伝送信号の保護（第18.79条）

各締約国は、①装置又はシステムを、当該装置又はシステムが衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号を復号化することを補助するために使用することが意図されたものであることを知りながら、製造、組立て、変更、輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布及び②衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ないで当該信号が復号化されたことを知りながら、故意に当該信号を受信し又は故意に当該信号の更なる配信を行う行為を犯罪とし、また、民事上の救済措置を定める旨等を規定。

上記に加え、各締約国は、①機器がケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の許諾を得ない受信に使用することが意図されたものであることを知りながら当該機器を製造又は頒布する行為及び②ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号を当該信号の合法的な配信業者の許諾を得ないで受信又は他の者による受信の補助をする行為につき、刑罰又は民事上の救済措置を定める旨等を規定。

○ソフトウェアの政府機関による利用（第18.80条）

各締約国は自国の中央政府の機関の知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用するよう適切な法制を定める旨を規定。

●第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）

・締約国は、正当なオンライン・サービスの継続的發展を円滑にする重要性を認め、オンライン環境における著作権侵害に対する権利者による効果的な行動を許容する権利行使の手続を定める。このため、各締約国は権利者が利用可能な法的救済方法を確保し、また、インターネット・サービス・プロバイダのための適切な免責を確立し、又は維持する旨を規定する。

・各締約国は、著作権の保護又は権利行使の目的において情報が要求される場合において、自国の法制に基づき、また、適正手続及びプライバシーの原則に整合するように、著作権侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダからその保有する侵害者を特定する情報を迅速に得られるようにするための司法上又は行政上の手続を定める旨を規定。

●第K節（最終規定）

・本章上の義務の履行に関する経過期間や除外を規定。また、締約国は、経過期間中は本章上の義務により整合的でないように既存の措置の改正を行ってはならず、又は新たな措置を採用してはならない旨等を規定。

第20章. 環境章

1. 環境章の概要

相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定についての約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定。

2. 主要条文の概要

○環境に関する多数国間の協定（第20. 4条）

締約国は、自国が締約国である環境に関する多数国間の協定の重要性を認め、当該協定を実施することについての約束を確認すること等を規定。

○オゾン層の保護（第20. 5条）

締約国は、オゾン層を破壊する物質の生産、消費及び貿易を規制する措置をとること、当該物質に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。

○船舶による汚染からの海洋環境の保護（第20. 6条）

締約国は、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置をとること、船舶による海洋環境の汚染に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。

○手続事項（第20. 7条）

締約国は、自国の領域において居住し、又は設立される利害関係を有する者が、自国の権限のある当局に対し、自国の環境法令の違反の容疑を調査するよう要請することができることを確保すること等を規定。

○協力の枠組み（第20. 12条）

締約国は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進する能力を強化するために協力が重要であることを認め、本章の規定の実施に関する締約国間の共通の関心事項に取り組むために協力すること等を規定。

○貿易及び生物の多様性（第20.13条）

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、及び奨励する旨を規定。また、締約国は、自国の国際的な義務に従い、自国の管轄内にある遺伝資源の取得を容易にすることの重要性を認めること、一部の締約国については当該取得が認められた場合には相互に合意する条件（利益の配分に関するものを含む。）の設定が国内措置によって求められることを認めること等を規定。

○低排出型の及び強靱な経済への移行（第20.15条）

締約国は、低排出型の経済への移行には共同の行動が求められることを認識すること、共通の関心事項について取り組むために協力すること等を規定。

○海洋における捕獲漁業（第20.16条）

締約国は、漁業の保存及び持続可能な管理を目的とした措置をとることの重要性を認め、不十分な漁業管理、漁業に関する補助金であって濫獲等に寄与するもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（IUU漁業）が貿易、開発及び環境に著しい悪影響を及ぼし得ることを認識し、海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度を運用するよう努めること等を規定。特に、漁獲に対する補助金であって濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの及びIUU漁業に従事する漁船に対して交付される補助金を交付し、又は維持してはならないこと等を規定。なお、濫獲された状態及び当該補助金の悪影響は、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて決定する旨を規定。

○保存及び貿易（第20.17条）

締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の領域において危険にさらされている野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。

○環境に関する小委員会及び連絡部局（第20.19条）

本章の規定の実施を監督する環境に関する小委員会を設置すること、同委員会の任務等を規定。

○協議、紛争解決等（第20.20条～第20.23条）

締約国は、他の締約国に対し、本章の規定の下で生ずる問題に関する協議を要請することができること、同協議により問題を解決することができない場合には、上級の代表者間及び閣僚による協議を要請することができること等を規定。また、一定期間内に問題を解決することができなかつた場合には、紛争解決章の規定に基づく紛争解決手続を利用することができること等を規定。

第26章. 透明性及び腐敗行為の防止章

1. 透明性及び腐敗行為の防止章の概要

透明性について、締約国は、本協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のための司法裁判所等を採用し、又は維持すること等を規定。

腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関連する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定。

2. 主要条文の概要

● 第A節（定義）

本章における用語の定義について規定。

● 第B節（透明性）

○公表（第26. 2条）

締約国は、本協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び利害を有する締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は入手可能なものとすることを確保すること、可能な限り、とらうとする措置を事前に公表し、並びに利害関係者及び他の締約国に対して当該措置の案に関する意見提出のための合理的な機会を与えること等を規定。

○審査及び上訴（第26. 4条）

締約国は、本協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、又は維持すること等を規定。

○情報の提供（第26. 5条）

締約国は、措置の案又は実際の措置が、本協定の運用に著しく影響を及ぼすおそれがあり、又は本協定に基づく他の締約国の利益に実質的に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、可能な限り、当該他の締約国に対して当該案又は当該措置を通報すること等を規定。

● 第C節（腐敗行為の防止）

○腐敗行為と戦うための措置（第26.7条）

締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項について、公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること等を故意に行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置を採用すること等を規定。

また、締約国は、腐敗行為を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示等に関する自国の法令に従い、第C節に定める犯罪を行うことを目的とする行為（簿外勘定を設定すること、帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を行うこと、架空の支出を記載すること等）を禁止するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定。

○腐敗行為の防止に関する法律の適用及び執行（第26.9条）

締約国は、自国の法制の基本原則に従い、一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、又は反復することにより、腐敗行為と戦うための措置に関する法令その他の措置を効果的な執行を怠ってはならないこと等を規定。

○民間部門及び社会の参加（第26.10条）

締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の法制の基本原則に従い、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての企業、市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとること等を規定。

○他の協定との関係（第26.11条）

本協定のいかなる規定も、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約等に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨を規定。

○紛争解決（第26.12条）

第28章（紛争解決）の規定は、第C節の規定については、本条の規定によって修正して適用すること、締約国は他の締約国の措置が第C節の規定に基づく義務に適合しないと認める等の場合において、締約国間の貿易又は投資に影響

響が及んでいると認めるときに限り、本条及び第 28 章に規定する手続を利用することができること等を規定。

● 医薬品及び医療機器のための透明性及び手続の公正に関する附属書

締約国は、国民のための質の高い医療及び公衆衛生の継続的な改善を円滑にすることを約束すること、これらの目的を達成するに当たっての公衆衛生の保護及び促進の重要性、質の高い医療の提供に当たっての医薬品及び医療機器が果たす重要な役割等の原則の重要性を確認すること等を規定。

また、締約国は、自国の保健当局が新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする収載のための手続を運用し、又は維持する場合、かかる収載のための全ての正式かつ適切な申請の検討を一定の期間内に完了することを確認すること、手続規則、方法、原則及び指針を開示すること等を規定。